

情報（郵便）に関する協定

災害時等支援協力に関する覚書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡中央郵便局ほか2局の静岡市内普通郵便局及び東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会静岡市連絡会会員である静岡市内特定郵便局（以下「乙」という。）は、日常業務及び静岡市内に発生した大規模地震その他による災害時において、災害対策基本法（昭和30年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、静岡市地域防災計画その他関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を甲と乙が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。

（協力要請等）

第2条 甲及び乙は、災害により静岡市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供
- （2） 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の物資集積場所等としての提供
- （3） 乙による必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置
- （4） 甲又は乙が収集した被災住民等の避難先及び被災状況等の安否情報の相互提供
- （5） 郵便局掲示板への災害関連情報の掲示
- （6） 甲が要請する他都市支援者の地理案内
- （7） 乙による道路損壊等及び交通渋滞などの道路情報の提供
- （8） 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（情報連絡員）

第5条 乙は、静岡市災害対策本部に情報連絡員を置くことができる。

（連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、第2条第4号に定める安否情報の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第7条 乙は、甲の行う防災訓練等に参加することができるものとする。

（日常における情報提供）

第8条 乙は、日常業務において、静岡市内の道路の陥没等破損箇所を発見した場合、甲へ情報提供するものとする。

2 前項の情報提供に係る甲の情報受理者は、その事務を所管する課の長とする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては静岡市総務部防災課長、乙においては静岡中央郵便局総務課長とする。

（協議）

第11条 この覚書に定めない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第12条 この覚書は、平成10年7月8日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年7月8日

甲 静岡市長 小 嶋 善 吉

乙 静岡市内普通郵便局
静岡中央郵便局長 横 田 武 彦

静岡南郵便局長 野 呂 昌 彦

静岡西郵便局長 青 山 繁

東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会
静岡市連絡会会長
静岡北瀬名郵便局長 浅 井 義 男

※その他同様の覚書は以下のとおり。

平成9年10月9日

甲 清水市長 宮 城 島 弘 正

乙 清水市内郵便局長
清水郵便局長 小 幡 迪 夫

清水市内特定郵便局長代理
清水矢倉郵便局長 青 島 守 邦

平成10年2月10日

甲 由比町長 青 木 健

乙 由比郵便局長 望 月 英 治